

支 払 基 金
平成 30 年 3 月 20 日

特定器材マスターの改定について

本年 3 月 5 日に公表した特定器材マスターにおいて未対応としていた「項番 33: D P C 適用区分」については、平成 30 年 3 月 20 日付け厚生労働省告示第 68 号「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正」により設定するところですが、当該設定内容に変更が生じないことから、3 月 5 日に公表した特定器材マスターの更新は行いませんのでお知らせします。